

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当りときは翌日)  
四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第六百二十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

- ◇告示 目 次
  - 道路位置の指定
  - 結核予防法の規定による定期外の健康診断、
  - 予防接種の実施
  - 健康保険法の規定による保険医の登録
  - 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十一号の一部改正
  - 結核予防法の規定による定期外の健康診断、
  - 予防接種の実施
  - 土地改良事業の認可
  - 豚コレラ予防注射の実施
  - 牛の結核病検査等の実施
  - 肥料生産登録の失効
  - 道路交通法の規定による聴聞会の開催

申請人の住所氏名  
米子市博労町四の六二 松尾陽吉

道 路 の 位 置 の 指 定 場 所  
米子市西三柳字空地市庵道添南一、〇八八番の七

道 路 の 幅 員 及 び 延 長  
幅員 四メートル

氏名 住 所 登録の記号 番号登録年月日

竹田 明 西伯郡岸本町番原六五七の一 鳥医八七七 昭和三十六、十、二十五

次田 靖生 鳥取市三津 // 八七八

「上私都」 一、三八〇に  
「日野町根雨」 一、一九〇を  
「日野町根雨」 一、〇六〇に  
「多里」 一、一九〇を  
「佐治村第一保育所」 一、一九〇  
「多里」 一、一八〇に改める。

鳥取県告示第六百二十九号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十一号（児童福祉施設保育所措置費の保育単価）の一部を次のよう改正し、昭和三十六年十月一日から適用する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

昭和三十六年度分保育所保育単価設定表中

「白兎」 一、一八〇を  
「白兎」 一、三八〇に  
「河原町河原」 一、〇九〇に  
「郡家町国中」 一、〇六〇を  
「上私都」 一、一九〇に  
「郡家町国中」 一、一九〇を  
「上私都」 一、一八〇を

### 鳥取県告示第六百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

- 一 健康診断、予防接種を受けるべき者
- 1 理容師、美容師及びその家族
- 2 食品業従事者とその家族
- 二 健康診断、予防接種の実施期日
- 昭和三十六年十月二十日から昭和三十六年十一月三十日まで
- 三 健康診断、予防接種の実施場所

### 郡保健所

四 健康診断、予防接種の実施区域  
郡家保健所管内一円

### 鳥取県告示第六百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

一、〇八八番の一〇 延長  
一、〇八八番の一〇 六四、四メートル  
一、〇八八番の一〇 六四、四メートル  
一、〇八八番の一〇 六四、四メートル

一 健康診断及び予防接種を受けるべき者

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石破 二朗

**鳥取県告示第六百三十四号**

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、並びにブルセラ病及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲**

豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

**四 実施の期日** 昭和三十六年十一月七日から十二月六日までの期間

**各豚舍巡回注射**

**五 注射の方法** 豚コレラ予防液皮下注射

**ひな白痢検査**

鶏種鶏及びこれらと同一構内で飼育する鶏

**一 実施の目的** 牛の結核病並びにブルセラ病及びひな白痢予防のため

**二 実施の区域及び場所** 別表のとおり

**三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲**

結核病並びにブルセラ病検査

**牛** 榨乳の用に供じ又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日内のものを除く。

**ひな白痢検査**

ブルセラ病検査 ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

**1 あんま師、はり師、きゅう師及びその家族**

**2 理容師、美容師及びその家族**

**3 接客業者、食品業者**

**二 健康診断及び予防接種の実施期日**

昭和三十六年十一月十日から十二月二十日まで

**三 健康診断及び予防接種の実施場所**

浜村保健所

浜村保健所管内一円

**鳥取県告示第六百三十一号**

昭和三十六年八月十八日付けで岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により昭和三十六年十月二十三日認可した。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第六百三十三号**

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**一 実施の目的** 豚コレラ予防のため

**二 実施の区域** 県内全域

**鳥取県告示第六百三十二号**

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年十月二十六日認可した。



(二) 米子市万能町 米子警察署  
聴聞当事者の住所及び氏名

米子市富士見町六  
米子市高島二五五

吹野 純朗  
田仲 良行

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印鑑者 烏取県鳥取市東町一丁目  
烏取県鳥取市栗谷町

(定額) 一部月額三〇円 (配達料共)  
所